

岡崎市スポーツ協会スポーツボランティア事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市（以下「市」という。）の生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を推進するため、「支えるスポーツ」の担い手としてのスポーツボランティアを養成するとともに、市及び地域が主体となって実施するスポーツ振興事業等にボランティアとして協力することができる者をあらかじめ公益財団法人岡崎市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）において登録し、市及び地域の要請に基づき、当該スポーツ振興事業等に派遣するスポーツ協会スポーツボランティア事業（以下「スポーツボランティア事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツボランティア」とは、次に掲げる活動に協力する者であって、スポーツ協会に登録されたものをいう。

- (1) スポーツ協会が主催するスポーツ振興事業等の運営における補助
- (2) その他 理事長が必要と認めた事業における活動

(会員)

第3条 ボランティアへの会員登録を行う者は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) スポーツボランティア活動を積極的に行う意欲のある者
- (2) 高校生以上の個人
- (3) 5名以上で組織された団体
- (4) 過去に事務局からボランティア会員（以下「会員」という。）資格を取り消され、又は退会処分を受けたことのない者。

(会員登録手続き)

第4条 スポーツボランティアに登録しようとする者は、様式第1号「スポーツボランティア会員登録届」により事務局に申し込むものとし、事務局は受理した時点で登録完了とする。

(登録料及び会費)

第5条 会員登録に係る費用は事務局が負担し、会費等は徴収しない。

(会員登録の変更)

第6条 会員登録後に登録内容の変更が生じた場合は、様式第2号「スポーツボランティア登録変更届」を事務局まで速やかに届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員は、様式第2号「スポーツボランティア登録取消届」を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(退会処分)

第8条 会員が次の各号に該当する場合、事務局は会員資格を取り消し、退会処分をすることができる。

- (1) スポーツボランティア会員登録届に虚偽の記載内容があった場合
- (2) ボランティア活動中にふさわしくない言動や行動があった場合
- (3) その他、事務局が不適切と判断する行為を行った場合

(会員登録の抹消)

第9条 会員が次の各号に該当する場合、事務局は登録を抹消することができる。

- (1) 様式第2号「スポーツボランティア退会届」が提出されたとき
- (2) 本人が死亡、又は所属するグループまたは団体が消滅したとき
- (3) 退会処分されたとき
- (4) 2年以上連絡が取れないとき

(登録の有効期間)

第10条 スポーツボランティアの登録の有効期間は、登録を行った日から当該登録を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までにスポーツボランティアとして活動の実績があった場合は、この有効期間は1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(日当及び交通費等)

第11条 スポーツボランティア活動については、原則無償で行うものとする。但し、主催者側より日当及び交通費等が支給される場合を除く。

(自己責任)

第12条 会員は、自己の責任において行動するものとし、盗難、障害等の事故が起きた場合、事務局に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第13条 活動にあたっては事務局側で傷害保険に加入するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 事務局は、会員から得た個人情報について、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等に基づき取り扱うものとする。

(スポーツボランティアの紹介)

第15条 市、教育委員会及び下記の団体から登録されたスポーツボランティアの紹介の要請があった場合は、スポーツ行事内容を審議の上、スポーツボランティアを紹介することができる。

(1)営利を目的としない団体が主催するスポーツ協会が認めたスポーツ行事

(2)その他、スポーツ協会が適当と認めた団体が主催するスポーツ行事

(改廃)

第16条 この要綱の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアに関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。